

令和6年12月26日

課名：建築指導課
担当：河島、田上
電話：092-643-3719

指名停止措置状況書

指名停止措置の概要

1 指名停止措置建設業者：

京都郡苅田町大字稲光848
松蔭技建

2 指名停止の期間：

令和6年12月26日～令和7年4月25日（4ヵ月間）

3 事実概要：

① 本県及び苅田町発注工事において、建設業法第22条第1項の規定に違反し、自らが請負った工事を下請業者に一括して請負させた。

また、同工事において、建設業法第24条の8第1項及び第4項の規定に違反し、事実と異なる下請内容を記載した虚偽の施工体制台帳及び施工体系図を作成した。

② 営業所専任技術者は、営業所に常勤して専らその職務に従事すべきところ、一定期間他社で就労するなど、専任とは認めがたい状況にあった。

このことにより、令和6年12月12日付で、営業停止処分（32日間）及び指示処分を受けた。

4 指名停止の理由：

「福岡県建設工事に係る建設業者の指名停止等措置要綱」別表その2第10号に該当することから、指名停止4ヵ月間とする。

【指名停止等措置要綱 別表その2第10号該当】

| 措置要件 | 期間 |
|---|--------------------------|
| (建設業法違反行為) 10 県発注工事に関し、建設業法の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。 | 当該認定をした日から 2ヶ月以上9ヶ月以内 |